

令和 8 年 第 1 回

かつらぎ町議会定例会（6 月会議）

追 加 議 案

令和 8 年 6 月 8 日提出

令和8年第1回かつらぎ町議会定例会（6月会議）追加付議事件

議案第59号	かつらぎ町印鑑条例の一部を改正する条例制定について……………	1
議案第60号	かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について…	3
議案第61号	工事請負契約金額変更契約の締結について……………	6

議案第 59 号

かつらぎ町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町印鑑条例（昭和54年かつらぎ町条例第6号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年6月8日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町印鑑条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町印鑑条例の一部を改正する条例

かつらぎ町印鑑条例(昭和54年かつらぎ町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条中「印鑑登録者は、」の次に「個人番号カード用」を、「法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「第22条第1項の利用者証明用電子証明書」を「第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロ）を「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれている移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年6月8日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
国民健康保険税の賦課税率の改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.06」を「100分の7.88」に改める。

第5条中「29,000円」を「30,200円」に改める。

第5条の2第1号中「21,200円」を「21,900円」に改め、同条第2号中「10,600円」を「10,950円」に改め、同条第3号中「15,900円」を「16,425円」に改める。

第6条中「100分の2.67」を「100分の2.73」に改める。

第7条の2中「9,800円」を「10,600円」に改める。

第7条の3第1号中「7,200円」を「7,700円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,850円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「5,775円」に改める。

第8条中「100分の2.34」を「100分の2.49」に改める。

第9条の2中「9,700円」を「11,100円」に改める。

第9条の3中「5,100円」を「5,900円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「20,300円」を「21,140円」に改め、同号イ①中「14,840円」を「15,330円」に改め、同号イ②中「7,420円」を「7,665円」に改め、同号イ③中「11,130円」を「11,498円」に改め、同号ウ中「6,860円」を「7,420円」に改め、同号エ①中「5,040円」を「5,390円」に改め、同号エ②中「2,520円」を「2,695円」に改め、同号エ③中「3,780円」を「4,043円」に改め、同号オ中「6,790円」を「7,770円」に改め、同号カ中「3,570円」を「4,130円」に改め、同項第2号ア中「14,500円」を「15,100円」に改め、同号イ①中「10,600円」を「10,950

円」に改め、同号イ②中「5, 300円」を「5, 475円」に改め、同号イ③中「7, 950円」を「8, 213円」に改め、同号ウ中「4, 900円」を「5, 300円」に改め、同号エ①中「3, 600円」を「3, 850円」に改め、同号エ②中「1, 800円」を「1, 925円」に改め、同号エ③中「2, 700円」を「2, 888円」に改め、同号オ中「4, 850円」を「5, 550円」に改め、同号カ中「2, 550円」を「2, 950円」に改め、同項第3号ア中「5, 800円」を「6, 040円」に改め、同号イ①中「4, 240円」を「4, 380円」に改め、同号イ②中「2, 120円」を「2, 190円」に改め、同号イ③中「3, 180円」を「3, 285円」に改め、同号ウ中「1, 960円」を「2, 120円」に改め、同号エ①中「1, 440円」を「1, 540円」に改め、同号エ②中「720円」を「770円」に改め、同号エ③中「1, 080円」を「1, 155円」に改め、同号オ中「1, 940円」を「2, 220円」に改め、同号カ中「1, 020円」を「1, 180円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 350円」を「4, 530円」に改め、同号イ中「7, 250円」を「7, 550円」に改め、同号ウ中「11, 600円」を「12, 080円」に改め、同号エ中「14, 500円」を「15, 100円」に改め、同項第2号ア中「1, 470円」を「1, 590円」に改め、同号イ中「2, 450円」を「2, 650円」に改め、同号ウ中「3, 920円」を「4, 240円」に改め、同号エ中「4, 900円」を「5, 300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

工事請負契約金額変更契約の締結について

令和7年度下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事の請負契約金額に変更が生じたので、下記のとおり変更請負契約を締結するものとする。

令和8年6月8日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 事業名 令和7年度
水道未普及地域解消事業
下志賀地区飲料水供給施設浄水場新設工事
- 2 工事場所 かつらぎ町大字志賀地内
- 3 契約者 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字星山49番地
株式会社 平岡広建設
代表取締役 平岡 昌高
- 4 契約の金額 変更前請負契約金額 126,504,400円
変更後請負契約金額 134,420,000円
差 引 7,915,600円増

変更理由

浄水場の運転及び監視に必要な通信装置について、設置場所の通信状態が不安定なことが判明したため、通信方法及び通信設備について変更する必要が生じたため。

